

■ 建築確認申請のよくあるご質問

【申請書について】

- Q1 申請書等の押印
- Q2 建ぺい率、容積率の端数処理
- Q3 戸建住宅の同一棟内の自動車車庫・自転車置場

【面積について】

- Q4 小屋裏収納
- Q5 建築面積・床面積の算定
- Q6 建築面積の算定

【申請図について】

- Q7 2項道路の幅員
- Q8 接道長さ
- Q9 敷地の高低差
- Q10 建ぺい率の角地緩和
- Q11 真北の記載
- Q12 外壁後退
- Q13 申請図への記載
- Q14 非寝室
- Q15 凡例等の記載
- Q16 防火建築材料等
- Q17 法22条区域

【シックハウスについて】

- Q18 シックハウス内装制限
- Q19 シックハウス24時間換気
- Q20 換気計画の変更

【その他】

- Q21 関係機関への問い合わせ
- Q22 市町設置型浄化槽
- Q23 計画変更調書
- Q24 付近見取図
- Q25 道路位置指定証明書

■ 中間・完了検査のよくあるご質問

- Q26 木造に使用する金物
- Q27 24時間換気設備のスイッチ
- Q28 検査後の「追加説明書」

2022年7月



公益財団法人
佐賀県建設技術支援機構
kakunin@sagacat.or.jp

■ 建築確認申請のよくあるご質問

【申請書について】

Q 1 申請書等の押印
申請書(第1面)等の押印は必要ですか？

A 1 2021年1月から確認申請に関する全ての書類に押印は不要となりました。
(委任状・訂正印共)

Q 2 建ぺい率、容積率の端数処理
申請書(第3面)「建ぺい率」「容積率」の端数処理はどうすればいいですか？

A 2 建ぺい率、容積率の端数処理は少数第三位以下を切り上げてください。
なお、適法が明らかで、端数処理が四捨五入である場合は補正を求めない場合があります。

Q 3 戸建住宅の同一棟内の自動車車庫・自転車置場
「一戸建ての住宅」の場合、申請書(第4面)の【2.用途】に併設の(車庫・自転車置場)を別用途として記載は必要ですか？

A 3 第4面の【2.用途】では別用途としての記載は不要です。ただし、第5面の【7.用途別床面積】では、(08010一戸建ての住宅)の下段に、別用途として(08490自動車車庫)、(08500自転車置場)を記載し、用途別の床面積を記載してください。

【面積について】

Q 4 小屋裏収納
床面積に算入しない小屋裏収納等を計画しています。どのような内容の記載が必要ですか？

A 4 小屋裏収納等部分の「天井の最高高さ」と「面積」を明示してください。小屋裏収納等部分が広い場合は、非算入の条件である面積の上限以内であることがわかる比較式まで記載してください。
なお、「ロフト」だけでは収納を意味しないので、「収納」又は「物置」を併記してください。

Q 5 建築面積・床面積の算定
建築面積、床面積の算入範囲の考え方を示した基準がありますか？

A 5 床面積、建築面積の算定方法は、原則、国の基準(S61.4.30住指発第115号)や日本建築行政会議編集「基準総則・集団規定の適用事例」によります。
なお、この基準による算定面積より若干広く算入しているなど、審査上支障がない場合は補正を求めない場合があります。
・「ふかし壁」の外側の壁芯で床面積に算入している場合
・「ベランダ」の手摺芯からでなく屋根先端から2m後退で床面積に算入している場合 など

Q 6 建築面積の算定
建築面積の算定は軒樋も関係しますか？

A 6 軒樋がある場合は、軒樋先端から1m後退した部分を算定します。
立面図等に軒樋先端までの寸法を記入してください。

【申請図について】

Q 7 2項道路の幅員
前面道路が現況幅員4m以上の2項道路です。道路後退線や基準時幅員等の記載が必要ですか？

A 7 現況幅員が4m以上の場合でも道路後退が必要な場合があります。特定行政庁（県・佐賀市）に道路後退が発生しないことを確認した場合は、記載は不要です。

Q 8 接道長さ
接道長さが明らかに2m以上確保できています。
敷地・道路の形状に凹凸があり接道長さの測り方の相談が必要ですか？

A 8 明らかに2m以上の接道が確保できていれば、事前の相談は不要です。
旗竿状の敷地などのくびれがある場合は、最小の寸法を記入してください。
2以上の道路に接する場合は、広い方の道路の幅員と広い方の道路の接道長さを記入してください。（幅員が同じ場合は長い方のみ）

Q 9 敷地の高低差
高低差のある「道路、隣地、水路」と接している場合、断面状況等の記載が必要ですか？

A 9 高低差2m超の道路、隣地、水路と接する場合は、土地の安全性について状況等（断面・幅）を記載してください。
高低差50cm以上の道路と接する場合は、スロープ等の段差処理方法を記載してください。

Q 10 建ぺい率の角地緩和
建ぺい率の角地緩和適用の場合、「敷地周長の1/3以上の式」の記載は必要ですか？

A 10 敷地の形状から明らかに条件を満足している場合は、式の記載は不要です。

Q 11 真北の記載
第一種・第二種低層住居専用地域内です。「真北」の記載は必要ですか？

A 11 「磁北」と区別するため、「真北」の記載をお願いします。

Q 12 外壁後退

第一種・二種低層住居専用地域内です。
外壁後退の寸法はどの様に記載すればいいですか？

A 12 外壁面から敷地境界線までの最も近い部分の「有効寸法」を記載してください。ただし、外壁芯から敷地境界線までが1.2m以上ある場合は記載不要です。

Q 13 申請図への記載

申請図の記載で注意点がありますか？

A 13 図面等に次の記載をお願いしています。

○配置図

- ・敷地境界部分のブロック塀等の高さ（その上のフェンスの高さは不要）
- ・道路斜線制限の支障の有無

○平面図等

- ・階段手摺
- ・隣地境界線に近い窓の採光計算
- ・IHコンロかガスコンロの区別
- ・内装制限（火気使用室・車庫）の使用材料、認定番号

○申請書第4面【18.その他必要な事項】

- ・住宅用火災警報器

Q 14 非寝室

畳コーナー・趣味室・書斎等に「非寝室」の記載は必要ですか？

A 14 寝室として使用しない場合は記載不要です。ただし、畳コーナーがLDK等の居室と建具で仕切られる場合は「非寝室」と記載してください。

Q 15 凡例等の記載

審査に支障のない凡例等の記載は、削除が必要ですか？

A 15 審査の支障とならない記載は、補正を求めない場合があります。

- ・申請書（第3面・第4面）に記載された「その他の区域、地域等」欄の「下水処理区域」等や、「建築設備の種類」欄の「火災警報器」等（「住宅用火災警報器」は備考欄に記載）
- ・凡例に記載された使用しない建築材料・排気機番号・（平屋建ての）通し柱 など

建築確認申請書は大切な書類です。記載誤りや不整合が無いように、事前にチェックをお願いします。

Q 16 防火建築材料等

防火建築材料等の「仕様と認定番号」は全ての図面に記載が必要ですか？

A 16 防火制限などの審査上必要となる「具体的な仕様・認定番号」は、仕様書又は図面のいずれか1か所以上に記載をお願いします。

Q 17 法22条区域

法22条区域内です。木造住宅の場合、屋根・外壁の仕様はどこに記載すればよいですか？

- A 17** 仕様書又は図面に屋根（ルーフバルコニーの床を含む）と外壁の具体的な仕様と認定番号を1か所以上記載してください。
申請書第4面（外壁・屋根の欄）の認定番号の記載は任意です。

【シックハウスについて】

Q 18 シックハウス内装制限

使用建築材料表（施行規則第1条の3）、天井裏等の措置（H15告示274号）様式を使用しない場合は、図面等に何を記載すればよいですか？

- A 18** 使用建築材料表様式の内容として、図面に『室内の仕上はF☆☆☆☆又は、規制対象外の建材を全て使用する』を明記してください。

天井裏等への措置様式の内容として、図面に『天井裏等はF☆☆☆☆以上の建材又は、規制対象外の建材を全て使用する』を明記してください。

Q 19 シックハウス24時間換気

換気量計算書は、どこまでの計算精度が求められますか？

- A 19** 換気対象室の算入もれがないようにしてください。ダクトを介した排気機の場合、損失を考慮した有効換気量の数値を用いて計算してください。換気回数（0.5回/h以上）に十分な余裕がある場合は、換気量計算書等の軽微な計算ミス・記載誤りは補正を求めない場合があります。

Q 20 換気計画の変更

シックハウス換気計画が変更になりました。
どの様な手続きが必要になりますか？

- A 20** 次の場合は、「計画変更確認申請」の手続きが必要です。

- ・換気方式の変更
- ・気積の増（軽微な変更*を除く）
- ・機械能力の減（軽微な変更*を除く）

※ なお、軽微な変更で法に適合することが明らかな場合（規則第3条の2）は、「軽微な変更」の手続きになります。

- ・気積の減
- ・機械能力の増
- ・法適合が明らかな気積の増
- ・法適合が明らかな機械能力の減

【その他】

Q 21 補正内容に関する関係機関への問い合わせに時間がかかる場合があります。
確認事務所から直接問い合わせはできませんか？

A 21 内容によって県内土木事務所、佐賀市へ電話等による問い合わせを行っています。

Q 22 市町設置型浄化槽
市町設置型浄化槽を予定しています。何を添付すればよいですか？

A 22 市町の受理印がある設置申請書（写）を添付してください。
認定書・構造図は不要ですが、完了検査時に浄化槽設置届（写）の提出をお願いする場合があります。

Q 23 計画変更調書
「計画変更調書」の副本は、提出時に受け取れませんか？

A 23 受付時に変更内容を確認のうえ「軽微な変更」に該当する場合は、その場で副本を交付しています。

Q 24 付近見取図
付近見取図は、どの程度の図面が必要ですか？

A 24 目印となる公共建物等（学校、駅など）の明示が必要ですが、近くに無い場合は、国道・県道の交差点名、民間大型施設などを明示してください。
また、宅地分譲地は区画割図の記入又は添付をお願いします。

Q 25 道路位置指定証明書
法42条1項5号の位置指定道路に接してます。証明書等の添付が必要ですか？

A 25 法42条1項5号の位置指定道路に接道している場合は、原則、佐賀県又は佐賀市による道路位置指定証明書の添付をお願いします。
佐賀県HPで指定内容が確認できる場合は添付は不要です。

■ 中間・完了検査のよくあるご質問

Q 26 木造に使用する金物について何か制限がありますか？

A 26 告示1460号第2号の（と）（ち）（り）（ぬ）の規定で土台と柱を緊結する金物は、基礎と緊結する（ホールダウン金物）を使用する必要があります。
（佐賀県建築住宅課公表・建築基準法に関する取扱い【3訂版】P53）
（佐賀市建築指導課公表 ” ）

Q 27 24時間換気設備のスイッチに表示は必要ですか？

A 27 スイッチの表示は特に求めています。
建築主に使用方法について説明をお願いします。

Q 28 検査後の「追加説明書」は、メールで提出することはできませんか？

A 28 追加説明書（検査の是正報告）はメールで提出が可能です。
E-mail:kakunin@sagacat.or.jpまで提出をお願いします。